

第3章

基本理念及び基本方針

1 基本理念

県では、全ての子どもや若者が自分の人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

2 基本方針

基本理念に基づき、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の5つの基本方針の下、こども施策を推進します。

(1) こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

全てのこどもや若者は、命が守られ、思想、信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性別、性的指向及び性自認^{※21}、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこどもや若者の人権を尊重しつつ、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

(2) こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育、保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質や能力を獲得できるよう、学力の向上を図り、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

※21：自己の性別についての認識のこと

(3) 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

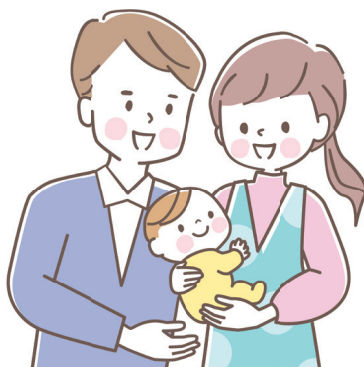
障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども、若者やその家族を含め、全ての子ども、若者やその家庭を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、子どもや若者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく子どもや若者の成長を支える環境づくりを進めます。

(4) 社会全体で子ども、若者や子育てを支援

子どもや若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや若者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、子どもや子育て支援の重要性に対する理解を深め、子どもや若者が安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう地域全体で応援するなど、全ての子どもや若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で親の育ちの過程を支援します。

(5) 妊娠、出産、子育ての希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、子どもや若者の勤労観、職業観、社会的自立、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を進め、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援、ライフ・ワーク・バランス^{※22}の実現に向けた社会全体での取組を推進します。



※22：和歌山県では「ライフ」を重視し、「ライフ・ワーク・バランス」と記載

